

平成 21 年 12 月 14 日時点

「消費者基本計画」（総論部分スケルトン）

1 「消費者基本計画」策定の趣旨

(1) 消費者行政の新たな展開

○消費者庁及び消費者委員会の設立に伴う新たなステージ

- ・社会経済の構造的変革に伴い、食品や施設の安全など暮らしの土台そのものを揺るがす事件が発生し、消費生活の問題を総合的抜本的に解決していくための新たな枠組みを構築する声が高まった。

⇒消費者庁及び消費者委員会の設立

- ・消費者行政の遂行に当たって消費者庁と消費者委員会は後者が消費者の視点で前者を監視する機能を果たしつつ両者が協力して他の省庁を主導していくという関係。

⇒両機関の設立を契機として消費者行政は新たなステージに入った。

(2) 新たな基本計画の策定に当たって留意した事項

○基本計画の策定

- ・計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間。

○消費者市民社会の形成支援、地方消費者行政に対する積極的な支援

- ・「消費者」のあるべき姿とは、自主的かつ合理的に行動し、また、自らの消費行動を通じて、環境の保全・知的財産権等の適切な保護等の社会的価値の創出に貢献する「自ら律する消費者」。このような消費者が社会の発展と改善に積極的に参加する社会（消費者市民社会）の形成を支援するために、政府全体が一体となって消費者行政に取り組んでいく。

- ・政府は、基本計画の実施を通じて地方消費者行政にも積極的に支援していく。

○消費者の自立支援及び消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止

- ・「消費者市民社会」を構成する「自ら律する消費者」を育むためには、消費者教育や消費者等の意見の施策への反映、関係者間の情報及び意見交換の促進が不可欠。また、そもそも消費者が被害に合わないよう消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組むほか、被害を被った場合の被害者救済にも適切に対応する仕組みを構築するため、消費者団体等の関係者とも協力して、着実に施策を実施。

○関係者との連携による施策の実施

- ・消費者行政においては、市場における公正かつ自由な競争を通じた事業者の健全な発展は消費生活にも利益をもたらすという意識の下、事業活動に対する規制を行う際には十分な科学的・経済学的知見をもって様々な角度から検討していく姿勢が求められている。
- ・地方公共団体、消費者団体、事業者団体等の関係者と連携・協力して消費者基本法の理念の実現に取り組んでいく。

2 今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向性（2部分は、意見募集を実施した際に示した基本的方向性を基に記載している。）

(1) 消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止

- ・消費者事故等の情報の収集、一元的な集約体制を構築・運用するとともに、消費者事故等の情報の分析・原因究明機能を強化し、収集・集約した消費者事故等の情報を迅速かつ的確に公表。
- ・各省庁の所管する既存の法律にはその防止措置がない場合には、消費者庁が「すき間事案」への対応として新法の企画・立案を行う。さらに、そもそも消費者事故等や被害の発生をなくすような方策を講じていくため、関係行政機関が連携を取りながら、消費者事故等の未然防止に取り組んでいく。

(2) 地方消費者行政の充実支援・環境整備

- ・「地方消費者行政強化プラン」を着実に推進し、地方消費者行政の一層の充実を図るとともに、併せて、その後の支援策についても検討していく。

(3) 被害者救済等

- ・消費者被害の特性を踏まえ、被害者を救済するための枠組み作りを検討するとともに、関係行政機関が横断的に対応するよう政府が一体となって問題の解決に取り組んでいく。

(4) 消費者の自立支援

- ・消費者取引における契約・表示の適正化を図る。
- ・学校・地域等のあらゆる場面で、関係行政機関が連携して消費者教育を推進。
- ・消費生活に関する消費者等の意見の施策への反映、関係者間の情報及び意見交換を充実させていく。
- ・消費者の権利を確保するために活動をしている消費者団体等を支援することを通じて、消費者の自立支援を図っていく。

3 今次基本計画が目指す消費者政策の重点（下記（１）～（５）には消費者庁及び各省の施策のうち、重要なものを記載。具体的な項目については、今後、消費者委員会の意見を踏まえ、決定。）

- （１）消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止
- （２）地方消費者行政の充実支援・環境整備
- （３）被害者救済等
- （４）消費者の自立支援
- （５）その他

4 基本計画の実効性確保

- （１）基本計画推進体制の充実・強化
 - ・ 消費者庁を中心に関係省庁間の緊密な連携を図る。
- （２）基本計画の検証・評価・監視
 - ・ 消費者政策会議は、毎年、基本計画の進捗状況につき、下記の点に留意しつつ検証、評価、監視を行い、消費者委員会の意見を聴いた上で、その結果の取りまとめを行うとともに、当該結果を踏まえ、3年経過後に基本計画の必要な見直しを行う。
 - ① 施策の内容に応じて、客観的な指標に基づく検証・評価方法を導入するほか、検証・評価の際には、消費者・団体等へのアンケートやヒアリング等を行い、消費者の意見をよりの確に反映したものとする。
 - ② 検証・評価の結果を、次年度の具体的施策へ適切に反映する。
- （３）消費者委員会による関係行政機関へのヒアリング
 - ・ 消費者委員会は、必要に応じ、年度の早い段階で、基本計画に基づく具体的施策の内容や実施状況等について関係行政機関からヒアリングを行い、真に消費者の立場に立った施策が行われるよう助言するものとする。
- （４）消費者、事業者への広報・啓発
 - ・ 基本計画の内容や進捗状況等について、消費者団体や事業者団体等と連携して、広く分かりやすい形で情報を発信する。
- （５）地方公共団体、事業者団体及び消費者団体との連携
 - ・ 基本計画の進捗状況について意見交換を行うなどにより、地方公共団体、事業者団体及び消費者団体との連携を深める。

※ 新基本計画には、以上の総論部分に加え、別紙具体的施策（上記３の重点施策及び３以外の各省庁等の具体的施策）を記載。

以上